

農業委員会だより

発行・編集：町田市農業委員会・農業委員会だより編集委員会
町田市森野2-2-22 TEL：042-724-2169

第61回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました

2020年2月20日（木）昭島市民会館で第61回東京都農業委員会・農業者大会が開催され、市内の農業者の方が表彰を受けられました。受賞された方々をご紹介します。



【企業的農業経営顕彰受賞】

東京都産業労働局長賞・東京都農業会議会長賞

野菜の減農薬に取組み
直売所に出荷する経営

佐藤 和彦様・美加子様（金森）

東京都エコ農産物認証に取り組むなど、環境に負担をかけない農業を実践し、地元消費者に安全で安心な農産物を提供していることが評価されました。

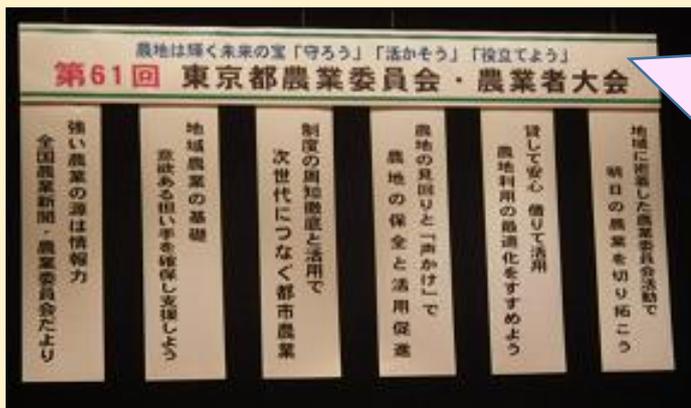
【農業後継者顕彰受賞】

東京都農業会議会長賞

希少野菜や早生品種を導入し
差別化を図る経営

中島 健雄様（南大谷）

親子3代で農業を営み、多種の野菜を栽培し、積極的に農業経営に励んでいることが評価されました。



【第24期統一の農業委員会活動

スローガン決定！】

壇上に掲げられた6つのスローガンのうち3つについて、町田市農業委員会3名の提案が採用されました。

皆様おめでとうございます。
今後のご活躍を期待いたします。

2020年度農業委員会活動方針

町田市農業委員会は、第61回東京都農業委員会・農業者大会の「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を基本に町田市農業振興計画の趣旨に基づき、農地の保全および利活用を進めるため、下記の方針で活動を展開します。

- (1) 農地の保全に向けた取り組み
- (2) 農地利用最適化の推進
- (3) 農業振興施策の推進
- (4) 情報活動の推進
- (5) 農業のある地域づくりの推進

農業振興課からのお知らせ

<町田薬師池公園四季彩の杜西園開園 ウェルカムゲートオープンについて>



◎町田薬師池公園四季彩の杜西園について

2020年4月17日、町田薬師池公園四季彩の杜「ウェルカムゲート」が西園にオープンしました。ウェルカムゲートでは、町田産農産物の直売所や地場野菜を使ったカフェ・レストランなどがあり、一年を通じてアウトドアや豊かな緑を生かしたイベントを気軽に楽しむことができます。

※新型コロナウイルスの影響で、一部屋内施設が休館になる場合があります。

◎農産直売所の出荷者募集

農産物出荷者について、開園後も継続して募集しています。出荷希望者は農業振興課までご連絡ください。

<参加者募集。町田市農業祭 立毛審査>

◎立毛審査とは

市内農家の畑やビニールハウスで行う収穫・出荷前の農産物のコンテストです。作物の状態だけでなく、畑の状態や栽培の方法までが審査対象です。審査は東京都の農業技術を持った職員が行います。

◎応募方法

参加を希望する方は、農業振興課までご連絡ください。



<ハウストマト>



<キュウリ>

<目指せ認定農業者！>

◎認定農業者とは

町田市における農業の中心的存在となる農業者を認定農業者として認定し、経営相談や、施設整備等の経営支援を行っています。

◎次回の認定スケジュール

- | | |
|-------|----------|
| 9月 | 募集 |
| 10月 | 経営改善計画作成 |
| 12月1日 | 認定 |

※認定には町田市が策定した経営モデルに準拠する必要があります。詳細は農業振興課へご相談ください。

『特定生産緑地』かわら版

特定生産緑地とは、生産緑地の指定から30年を迎える前までに移行することで、30年を経過した後も、従前と同じ営農環境を10年ごとに更新できる制度です。(旧法生産緑地を除く)

2020年度特定生産緑地申請受付の予定について

2020年10月から2021年3月まで、1992年(平成4年)、1993年(平成5年)指定の生産緑地を対象に第2回目の受付を実施する予定です。2019年度に『申請書』や『指定を希望しない旨の確認書』の提出をされなかった土地所有者の皆さまに再度9月ごろに申請書類をご送付いたします。継続して耕作するお考えの方、相続税の納税猶予の適用を受けている方におかれましては、特定生産緑地への移行を推奨しておりますので、ご家族等とよくお話し合いのうえ、申請をご検討ください。

※1992年(平成4年)指定の生産緑地をお持ちの方は、2020年度の申請が**最終受付**です。期限を過ぎての申請は出来ない制度です。申請漏れのないようご注意ください。

2019年度申請受付の状況

町田市では、2019年10月15日から2020年3月31日まで、平成4年、5年に生産緑地地区に指定された農地を対象に特定生産緑地指定の申請受付を行いました。

申請開始当初は、予約が取れずご提出をお待ちいただくなど土地所有者の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしました。

皆さまにご協力いただいた結果、7割を超える方から指定申請をいただきました。

申請書をご提出いただいた土地所有者の皆さまには書類の作成等、ご協力いただきありがとうございました。

生産緑地の現地調査にお邪魔します

特定生産緑地の指定申請をいただいた生産緑地について、現在、耕作状況等の調査を行っています。

この調査は、町田市の職員や市が委託した業者が身分証明証を携行し、順次確認していきます。農業従事のご迷惑にならないよう注意して調査させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

ご不明な点などございましたら、町田市土地利用調整課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】町田市土地利用調整課 電話：042-724-2166

相続税納税猶予を受けている方は必ず指定申請を！

生産緑地制度と相続税納税猶予制度は、違う法律に基づく、別々の制度です。

適用農地が生産緑地指定から30年を経過しても、納税猶予制度は引き続き適用されているため、終身営農義務も継続しています。

営農をやめてしまうと、相続税に加え、利子税も支払うことになってしまいます。

営農を継続していても、特定生産緑地指定申請しなければ、固定資産税が宅地並みに上がってしまいます。また、相続発生時に相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなります。

納税猶予適用農地であっても自動で指定されるものではありません。

納税猶予を受けている方は必ず特定生産緑地の指定申請についてご相談ください！

【お問い合わせ】農業委員会事務局 電話：042-724-2169

農業委員会事務局からのお知らせ

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します！

農業委員会では、農地法30条に基づき、農地の保全管理の徹底と農地流動化の推進を図るため、7月から8月にかけて農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します。

昨年の実施時は多くの農地が適正に利用されていた一方で、十分に活かされていない農地も一部見受けられました。農地法では「農地について適正な利用を確保すること」とされています。特に生産緑地及び相続税納税猶予農地は、税制上の優遇措置を受けており、耕作義務が課せられています。農地の肥培管理をしっかりと行わなければ優遇措置が見直される可能性があるとともに、周辺の方々のご迷惑にもなります。改善が必要とされた農地については、肥培管理の指導や、農地法32条に基づき、今後の農地利用に関する意向調査を実施させていただきます。

なお、農地利用状況調査（農地パトロール）は、農業委員及び農業委員会事務局職員が実施しますのでご協力をお願いします。

熱中症に十分ご注意ください！

今年もまた、暑い夏が予想されます。農作業をされる際は、熱中症予防に以下の点を心がけるようお願いします。

- 水分・塩分補給・・・喉が渇いていなくてもこまめに水分及び塩分を補給するようにしましょう。
- こまめな休憩・・・日陰になる場所など、できる限り涼しい場所で適宜休憩をしましょう。
- 天気予報と体調・・・急に暑くなる日は要注意です。また、体調不良時はムリをしないでください。
- 服装・・・帽子で日差しを遮り、できる限り熱を逃がしやすい服装にするようにしてください。
- 安全な作業環境・・・作業はできるだけ2人以上で、暑いハウスの中は、風通しを良くしましょう。

農業委員会事務局の新体制（4月1日付け）

- 農業委員会事務局長（経済観光部北部・農政担当部長） 守田 龍夫
- 農業委員会事務局課長（経済観光部農業振興課長） 粕川 秀人
- 農業委員会事務局係長 萩原 直樹 ●農業委員会事務局係長 佐々木 真人
- 農業委員会事務局主任 福田 英敏 ●農業委員会事務局主任 池澤 祥子
- 農業委員会事務局主事 原 健治

編集後記

編集期間中は連日新型コロナウイルスの報道がされていました。多くの情報の中でどのように行動するかを求められました。

受け手に正しい知識と適切な判断をもたらすには情報が簡潔で明瞭であることです。当委員会としては皆様に伝わりやすい広報となるように心掛けてまいります。

この号が発刊される頃には、感染が一日も早く収束していることを願っています。

【編集委員長】小野 【編集副委員長】山下 【編集委員】吉川、石阪、大澤、小林、細野

お問い合わせ：農業委員会事務局 TEL 042-724-2169 農業振興課 TEL 042-724-2166